

**保険法 25 条 1 項に基づく損害賠償請求権の代位の範囲**

- 【文献種別】 判決／東京地方裁判所  
【裁判年月日】 令和 2 年 6 月 29 日  
【事件番号】 平成 29 年（ワ）第 10970 号  
【事件名】 求償金請求事件  
【裁判結果】 認容  
【参照法令】 保険法 25 条  
【掲載誌】 金判 1602 号 40 頁、金法 2150 号 66 頁  
◆ LEX/DB 文献番号 25566205

岩手大学教授 深澤泰弘

**事実の概要**

損害保険会社である X（原告）は、製紙会社である被保険者 A との間で、平成 26 年 8 月に、同社の B 工場 C 事業所（以下「本件工場」という。）内のボイラー（稼働中の 1 号ボイラー及び 6 号ボイラーのほか、予備ボイラーとして 2 号ボイラー及び 4 号ボイラーがある。）を目的とする利益担保特約付き保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結した。本件保険契約には、保険金支払範囲（ボイラ保険普通保険約款 2 条 1 項）や代位条項（同約款 23 条）の規定に加えて、利益担保特約条項として、「事故の結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益及び収益減少防止費用をいう。）に対して保険金を支払う」（同特約条項 1 条）との規定があり、喪失利益の定義（同特約条項 4 条 1 項）・算出方法（同条 3 項、6 項）及び収益減少防止費用の定義（同特約条項 4 条 2 項）なども定められていた。

平成 26 年 10 月、A が発注していた 6 号ボイラーの耐火材の補修工事において、耐火材への混練水量に誤りがあったため、耐火材が強度不足となる施工不良があった。同工事は、元請業者から 4 次下請業者まで順次発注され、建材事業等を行う Y 社（被告）は 1 次下請業者であった。同年 12 月 9 日、6 号ボイラーの稼働中に、耐火材の強度不足を原因として、水管が破裂し、蒸気が噴出するなどの事故（以下「本件事故」という。）が発生し、同ボイラーは稼働を停止した。Y は、本件事故の発生後、同ボイラーの復旧工事を行い、同月 17 日、

同工事を完成させて元請業者に引き渡し、同ボイラーは同月 20 日に稼働を再開させた。

X は、平成 27 年 7 月、A に対し、本件保険契約に基づく保険金として、約 4322 万円（収益減少防止費用を約 4150 万円、喪失利益を約 4666 万円と算定し、それらを合計したものに、付保率約 98%、縮小填補割合 50% を乗じたもの）を支払った。

その上で、X は、被保険者が Y に対して有する損害賠償請求権を支払保険金額の限度で代位取得したとして、Y に対し、損害金約 4322 万円及び遅延損害金の支払を求めた。本件では、本件事故により A に生じた損害の有無及び範囲と、X による保険代位の範囲について争点となった。後者について、Y は、X が保険代位できる範囲は、支払われた保険金の損害項目（収益減少防止費用と喪失利益の別、収益減少防止費用のうちの個別の損害項目）ごとに制限されるなどと主張した。

**判決の要旨**

本判決は、喪失利益にかかる損害の発生については否定したものの、本件事故と相当因果関係のある A の損害を総額約 5804 万円（収益減少防止費用として、1 号・4 号ボイラーの重油使用増加分、2 号ボイラーの石炭使用分、2 号・4 号ボイラーの苛性ソーダ使用分の合計から、6 号ボイラーの稼働停止により支出を免れた分を控除した額）と認めた。そして、次のように判示して、X が A に支払った保険金額（約 4322 万円）全額について、X の請求を認容した。

「保険法 25 条 1 項所定の保険代位制度は、対応原則、すなわち、保険者が保険給付により代位取得できる被保険者債権は、当該保険契約が填補の対象としている損害に対応する損害にかかる債権に限られるという原則を当然の前提としているといえるのであり、また、対応の有無を検討するに当たっては……当該保険契約の目的や填補の対象とされている損害につき、約款の定めを踏まえて検討するのが相当である。」

「本件保険契約は、営業損失の一般的な填補を対象として保険給付を行う契約であり、喪失利益及び収益減少防止費用は、その保険給付を達成するための計算過程で用いられるものにすぎないといえる。したがって、営業損失について保険給付が行われた場合は、これに対応し、被保険者債権の給付額分が保険会社に移転するのであり、喪失利益ないし収益減少防止費用という営業損失内の費目によって保険代位の範囲が制限されることはない。まして、収益減少防止費用の費目の内訳にすぎない損害項目につき、保険代位の範囲が制限されることもない。」

「Yの主張のように……厳格な対応関係を要するとした場合、対応を欠く部分については、被保険者債権が移転せず、被保険者はなお権利を行使できることとなる。この見解に基づけば、被保険者は、本件保険の補填目的・対象である営業損失につき保険給付を受けたにも関わらず、営業損失にかかる被保険者債権のうち、厳格な対応を欠く部分についても余分に行使し得ることになり、当該部分につき被保険者に利得が生じることとなる。のみならず、このような厳格な対応関係を要するとした場合、保険者による損害の算定と裁判所の判断によるそれとが異なる事態が日常的に生じ得るところ、裁判所の判断を経なければ、被保険者が保険事故により取得した債権のうち、どの部分が保険会社に移転し、どの部分が被保険者になお帰属するか判別し難いという、法的安定性を著しく害する事態を招くことになる。」

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

本判決は、被保険者に保険金を支払った損害保険会社であるXが、保険法 25 条 1 項の請求権代位に基づき、加害者であるYに対して提起した損

害賠償請求訴訟において、Xが代位行使をできる範囲を、対応の原則（対応原則）に従い判断した事例である。保険法上の対応の原則が問題となった事例は、後述するように、それほど多いわけではなく、そもそも利益担保特約付き保険契約についての事例は、筆者の確認する限りではこれまで公式裁判例等において公表されたことはない。したがって、本判決の判断過程は、今後の実務に大いに参考になるものであるといえる。そこで、以下では対応の原則についての従来の裁判例や学説を整理し分析した上で、本判決について検討を行うこととする。

### 二 対応の原則について

本判決で問題となっている対応の原則とは、被保険者がある利益の損失について保険者から保険金による填補を受けた場合に、代位に基づいて保険者に移転する第三者に対する損害賠償請求権は、保険による損害填補の対象と対応する部分に限られるという原則である<sup>1)</sup>。この対応の原則は、損害保険はある特定の利益を付保するものであるから、当該被保険利益以外のなんらかの利益に損害が生じても、この損害は当該保険契約と無関係であり、よって保険代位の対象とならない<sup>2)</sup>、代位が利得を排除するための制度である以上、代位の対象となる権利は、保険による損害填補の対象と対応する損害についての賠償請求権に限られる<sup>3)</sup>などの理由から、解釈上、暗黙に認められてきた原則であり、実務でもこの原則に従っている<sup>4)</sup>。また、保険法においても、損害保険契約により填補すべき損害の額を「填補損害額」と定め（保険法 18 条 1 項）、「填補損害額」が代位により取得する債権の額を判断する基準に組み込まれている（保険法 25 条 1 項）ことから、保険契約で填補する対象となっていない損害については損害賠償請求権を代位取得することはできないと解されており<sup>5)</sup>、対応の原則が採用されている。

この対応の原則については、大きく 2 つの局面で問題になるといわれる<sup>6)</sup>。1 つは、保険給付が対象としている損害の他に、被保険者に損害が発生している場合（たとえば、自動車事故で、車両本体の損害のほか、代車費用や逸失利益の損害などが生じたが、保険は車両損害しか対象としていなかった場合）に、保険給付が対象としていない損害も考慮するかという局面である。これについて

は、人身傷害保険につき、保険金が損害の元本を填補するものである場合、保険者は損害金元本についての賠償請求権を代位取得するのであり、損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得するものではないとした最判平 24・2・20 (民集 66 卷 2 号 742 頁) や、所得補償保険につき、休業損害のみから控除するものとした水戸地判昭 54・3・9 (判時 935 号 89 頁)・東京地判平 2・5・22 (自保 870 号 1 頁) などがある。また、保険金を支払った保険者は弁護士費用に関する損害賠償請求権まで取得するわけではないとした大阪地判昭 60・2・22 (判タ 555 号 322 頁)・大阪地判平 11・5・20 (交民 32 卷 3 号 798 頁) などの裁判例もある。これらの判決は、対応の原則により、保険が対象としていない損害については保険者の損害賠償請求権の取得を認めないということを示しているものである。これに対して、車両保険の事例である神戸地判平 10・5・21 (交民 31 卷 3 号 709 頁) や東京高判平 30・4・25 (判時 2416 号 34 頁) のように、車両保険の対象となる車両損害だけでなく、休車損害等の損害も含めて代位取得額を決定した裁判例も存在するが、これらの裁判例については批判的な見解が多い<sup>7)</sup>。

もう 1 つは、保険給付と損害賠償は全体では対応しているといえるときに、全体で対応していれば足りるのか、それとも内部の損害項目間で対応していなければならないのかという局面である。たとえば、人身傷害保険では、付保の対象となる人身損害を算定する際に、積極利益、消極利益、慰謝料といった項目ごとに損害を計算し、それらを積算して保険金を支払っている。保険法では、保険給付と損害賠償額の合計から損害額を控除した額について代位が認められるとする差額説が採用された (保険法 25 条 1 項) が、この場合に、差額の算定を項目ごとに行い、その合計額につき代位を認めるか (項目別比較法)、それとも、保険給付、賠償額の総額と損害総額との差額につき代位を認めるか (積算額比較法) で、代位額に違いが生じることがある<sup>8)</sup>。そこで、いずれの方法が妥当であるかが議論されており、本件ではまさにこの点が争点となった (Y は「項目別比較法」を採用すべきであると主張している)。

この問題に関しては、昨今、人身傷害保険において盛んに議論がなされているので、これを参考にする。人身傷害保険の事例には、項目別比較法

を採用していると思われるものとして東京高判平 20・3・13 (判時 2004 号 143 頁) がある。この事例では、被保険者の過失割合に対応する損害を保険金が上回る (すなわち、上回る場合に限り、その限度で、保険者は損害賠償請求権を代位取得する) か否かの比較は「積極損害、消極損害、慰謝料の損害項目ごとに行うべきである」と判示する。これに対して、前掲最判平 24・2・20 は、保険会社は、保険金と被保険者の損害賠償請求権の額との合計額が損害額を上回る場合に限り、上回る部分に相当する額の範囲で損害賠償請求権を代位取得する旨判示しており、特に項目別に比較しなければならないことを述べていないので、積算額比較法を採用しているものと思われる。同様に、名古屋地判平 22・3・17 (自保 1829 号 118 頁) や名古屋地判平 24・7・25 (交民 45 卷 4 号 897 頁) も積算額比較法を採用している。

学説においては、損害賠償請求においても人身傷害保険においても、損害額の計算において損害項目を立てて計算することは、損害額を算定する途中の計算上の便宜にすぎず、損害項目ごとに対応していると見るのではなく、損害全体として対応しているものと見て代位を考えるべきであるとする見解<sup>9)</sup> や、人身傷害保険は、その約款規定からすると、被害者が被った人身損害の一般的な填補を目的とする保険と解され、人傷算定基準も支払うべき保険金額を算定するための基準にすぎず、保険金支払の趣旨目的を個別の損害項目に限定するものではないという見解<sup>10)</sup> が示されており、積算額比較法を支持する見解が多数である<sup>11)</sup>。これに対して、人身損害については、人身損害の特性から人身損害全体を 1 個として認定する積算額比較法が妥当であるが、損害賠償制度における損害項目ごとの損害把握に意味を持たせるのであれば、保険においても損害項目に意味を持たせることが自然であり、項目別比較法で代位を考えるべきであるとする見解もある<sup>12)</sup>。

### 三 検討

以上のように、人身傷害保険についてはあるが、裁判例及び学説は「積算額比較法」が妥当であるとする立場の方が多数派である。本判決も、対応の有無を検討するに当たっては、本件保険契約の目的や填補の対象とされている損害につき、約款の定めを踏まえて検討するのが相当であると

し、本件保険契約は、営業損失の一般的な填補を対象として保険給付を行う契約であり、喪失利益及び収益減少防止費用は、その保険給付を達成するための計算過程で用いられるものにすぎないとして、Yが主張した項目別比較法を採用せず、積算額比較法を採用して、保険者の代位行使の範囲を判断した。

本件保険契約では、利益担保特約条項1条において、事故の結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益及び収益減少防止費用）に対して保険金を支払う旨の規定がなされていることから、本件保険契約が営業損失に対して保険金を支払うものであることは明らかである。また、喪失利益や収益減少防止費用といった項目を各々立てて計算しているのは、（自動車保険における車両損害や休業損害などのような）それぞれを別々の損害として付保の対象とするためではなく、あくまで付保の対象となる営業損失を算出するためにすぎない（人身傷害保険における付保の対象となる人身損害を算出するために、積極損害、消極損害、慰謝料といった項目を立てて、各々計算し、それを合算しているのと同じ）と解するほうが、約款の素直な解釈であるものと思われる。また、本判決も指摘するとおり、項目別比較法をとると、保険給付と損害賠償が全体では対応している（その意味では保険給付により損害は填補されている）場合でも、損害の算定において考慮されているに厳格な対応を欠くとされる項目については、被保険者になお損害賠償請求権が残ることになるが、それで問題はないのであろうか。そもそも項目別に比較しなければならないとすると、その処理は煩雑かつ複雑になり、いたずらにさらなる紛争を引き起こしかねないといった問題が生じることも考えられる<sup>13)</sup>。したがって、本件保険契約においては、項目別比較法ではなく積算額比較法を用いて代位の範囲を決定するのが妥当であると思われるので、本判決に賛成する。

●—注

- 1) 洲崎博史「保険代位と利得禁止原則（一）」論叢129巻1号（1991年）9～10頁、山下友信『保険法』（有斐閣、2005年）553頁、山下友信＝永沢徹編著『論点体系保険法1』（第一法規、2014年）237頁〔土岐孝宏〕。
- 2) 洲崎・前掲注1）11頁。
- 3) 山下・前掲注1）553頁。
- 4) 山下＝永沢・前掲注1）237～238頁〔土岐〕。

- 5) 嶋寺基『新しい損害保険の実務』（商事法務、2010年）143頁。
- 6) 山本哲生「代位論」藤村和夫＝伊藤文夫＝高野真人＝森富義明編『実務交通事故訴訟大系第3巻 損害と保険』（ぎょうせい、2017年）784～785頁。
- 7) 前者については、山下・前掲注1）553頁注17、後者については、山野嘉朗「判批」損保81巻1号（2019年）201頁、榊素寛「判批」ジュリ1531号（2019年）111頁、山本哲生「判批」リマークス61号（2020年）102頁、遠山聡「判批」ジュリ1549号（2020年）104頁、山下典孝「判批」判評741号（2020年）8頁など参照。これに対して、対応の原則を緩和し、休業損害等の間接損害についても代位の対象として被保険者を有利に取り扱うことで差額説の趣旨を徹底することができるとする見解もある。上田昌嗣「保険法制定を契機とした『対応原則』に関する一考察」損保72巻2号（2010年）100頁、107～108頁参照。
- 8) どのような違いが生じるかについては、山本・前掲注6）783頁に詳しく説明がなされているので、そちらを参照。
- 9) 山下友信「自動車事故に関する損害賠償と保険の課題」日弁連交通事故相談センター専門委員会編『交通事故損害賠償算定基準〔21訂版〕』（日弁連交通事故相談センター、2008年）330頁。
- 10) 三木素子「人身傷害補償保険金の支払による保険代位をめぐる諸問題」日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準平成24年（下）（講演録編）』（日弁連交通事故相談センター東京支部、2012年）57頁。
- 11) 山本豊「人身傷害補償保険金の支払と損害賠償請求権の減縮の有無」判タ1305号（2009年）44頁も、損害項目ごとの比較をしなければならない事情がないのであれば、一般的には、積算額比較法が簡明で、被保険者の利益にも資する点で優れているのではないかとする。
- 12) 山本・前掲注6）795～796頁、799～800頁。山本は、前掲注7）105頁においても、積算額比較法を採用する最判平24・2・20は人身損害全体を対象とする人身傷害保険についての判決であり、物的損害について同じことが妥当するかは問題になる余地がないわけではないとする。
- 13) 山下・前掲注7）157頁注13は、本判決の判旨のこの部分を紹介しており、極めて妥当な判断であったと評価している。